

同意書

_____ (以下「甲」という)は、特定非営利活動法人 Living in Peace (以下「乙」という))が実施する「移民・難民の子どものいのちを守る基金」(以下「本事業」という)への参加にあたり、下記事項を確認のうえ、同意する。

1. 本事業への参加

- ① 甲は、本事業の趣旨を理解し、乙に対して、本事業による支援対象者を推薦する(以下甲が推薦した者を「被推薦者」という)。
- ② 乙は、被推薦者から支援対象者を選定し、支援対象者に対して支援金を支給する目的で甲に対して当該支援金を交付する。当該支援金は、乙による支援対象者への支援金の交付として行われるものであり、乙の甲に対する寄付として解釈されてはならない。
- ③ 甲は前号に基づき受領した支援金の全てを、速やかに支援対象者に提供するものとし、支援対象者に対する支援金の提供の完了について、別紙記載の項目を含む乙が合理的であると認める方法で乙に報告するものとする。

2. 表明及び保証

甲は、被推薦者の推薦時において、以下の各号に定める事項を表明し保証する。

- ① 被推薦者は甲による支援実績(被推薦者の生活状況等の情報を把握し、かかる生活状況等の改善のために行われる支援に限定されるが、金銭給付に限らないものとする。)のある者であること。
- ② 甲の知り得る限り、甲が乙に提供した被推薦者に関する情報が事実であること。
- ③ 甲が本同意書に定める甲の義務に違反していないこと。

3. 誓約

甲は、被推薦者を推薦するにあたって以下の各号に定める義務を遵守するものとする。

- ① 甲が乙に提供する被推薦者に関する情報が事実であることを確認するための合理的な措置を講じ、または合理的な根拠に基づいて情報の正確性を判断するものとする。
- ② 甲は乙に対して被推薦者の個人情報を提供するにあたり、被推薦者本人から乙に対する個人情報の提供について同意を取得するなど適正な措置を講じるものとする。
- ③ 甲は乙が被推薦者に関する情報その他本事業の実施のために必要な情報提供等を依頼した場合、速やかにこれに応じるものとする。

4. 機密保持

甲は、本事業を実施する際に知り得た乙の情報のうち、乙が当該情報を開示する際に特に機密情報と指定したものについて、特段の注意をもって保持、管理し、乙の書面又は電子メールによる事前の承諾なしに、第三者に漏洩、開示してはならず、また、本事業以外の目的に使用してはならない。

5. 法令順守

甲は、本事業への参加にあたっては、関連する法律を遵守し、また、第三者の権利を侵害してはならない。

6. 反社会的勢力の排除

甲は、自己の役員、代表者及び従業員(従事者)が、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(総称して「反社会的勢力」という。)に支配され又は実質的な影響を受けている法人、団体ではなく、かかる反社会的勢力の支配又は実質的な影響からは無縁の状態を維持するものとする。

7. 補償

甲は、乙に対して虚偽情報を提供するなどの不正の手段を用いて本事業の支援金を取得した場合、又は本同意書に定める義務に違反して(第2項に定める表明及び保証の違反を含む。)乙に損害を与えた場合には、乙が甲に提供した支援金及び乙に生じた損害(弁護士費用等の乙の損害を回復するために生じる費用を含む。)の一切を補償する義務を負う。

8. 乙の責任等

甲は、以下の各号に定める事項について同意する。

① 本事業の支援対象者の選定は、乙の決定に基づいてのみ行われ、乙は甲の推薦によって被推薦者を本事業の支援対象者として選定する義務を負わない。

② 乙が甲から提供される被推薦者の情報について第4項に定める義務と同等の機密保持義務を負い、かつ個人情報について法令に基づき適切な管理・保管等の義務を負う。ただし、乙は、支援対象者を特定できない方法で、本事業に関する成果を公表又は報告するために甲から取得した情報を用いることができる。

9. 協議

本同意書に定めのない事項及び本同意書の解釈について疑義を生じた事項については、甲は誠意をもって乙と協議のうえ解決を図るものとする。

10. 管轄裁判所

本同意書に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む)は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2021年 月 日

甲 住所 _____
団体名 _____
代表者名 _____ 印

別紙

第1項第3号に定める報告には、以下の項目を含むものとする。

- ・甲の名称
- ・甲の担当者の氏名及び連絡先
- ・支援対象者の氏名
- ・支援対象者に支援金を提供した日及びその方法
- ・支援対象者の声(ただし、支援対象者の協力を得られない場合は省略することができるものとする)